

埼玉県ノーコードツール活用プログラム
受講事業者審査基準

埼玉県ノーコードツール活用プログラムについて、応募事業者から提出された受講申込書等に基づき、書類選考を実施する。

受講申込書の内容を踏まえ、応募要件を満たしていることを前提として、業務課題の把握状況、本事業の支援内容との適合性及びノーコードツールの自走的な活用に向けた参加体制や取組姿勢等を総合的に審査し、評価の高い応募事業者から順に選定する。

なお、選定評価表（別紙 2）の各項目は下記のとおりであり、評価においては、合計点数が 60 点以上の応募事業者を基準として選定を行う。

また、受講事業者数は 50 者とし、50 者を超える応募があった場合は、評価点を踏まえ、必要に応じて補欠採択を行うものとする。

記

1 応募要件

受講を申し込むにあたり、以下の要件をすべて満たしているか。

- (1) 次のいずれにも該当する法人又は個人事業主であること。
 - ① 中小企業基本法第 2 条に規定する「中小企業者」であること。
 - ② 埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所、技術開発又は生産の拠点を有すること。
 - ③ みなし大企業でないこと。（以下に該当しないこと。発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業）
- (2) 公序良俗に対する違反等、法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (3) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。
- (4) I T ベンダー等、自社事業としてアプリ開発や D X 支援を提供する事業者でないこと。
- (5) 昨年度に本伴走支援事業へ参加した事業者は対象外とする。

2 審査基準

審査委員会は、応募要件を満たす応募事業者について、申込内容から以下の観点で評価を行う。

- (1) 課題の把握状況
- (2) 支援内容との適合性
- (3) 自走化に向けた参加体制・取組姿勢
- (4) 総合評価

※各評価項目の詳細及び配点については、審査基準表に定めるとおりとする。

3 受講事業者の決定

受講事業者は、別紙2に基づく評価点の合計点数を踏まえ、審査委員会の協議により決定する。

以上

埼玉県ノーコードツール活用プログラム
審査基準表

評価項目	評価基準	評価点
1 課題の把握状況	現在の業務の中で課題となっている業務内容や作業工程が把握されており、どの業務において非効率や支障が生じているかが具体的に示されているか	20点
2 支援内容との適合性		
2-1 支援範囲との整合性	想定している業務課題が、ノーコードツールを活用した業務アプリケーションの構築（CRUD 機能を中心とする）という本事業の支援範囲において対応可能な内容であるか	16点
2-2 支援効果の見込み	本事業での支援によって、事業者の課題解決に対する支援効果が見込めるか。	8点
3 自走化に向けた参加体制・取組姿勢		
3-1 チームでの参加体制	本事業への参加が特定の個人に限定されたものではなく、複数名又は部門としての参加が想定されており、実務を担う層及び管理的立場にある層など、主要なレイヤーからの参加が見込まれる体制となっているか。	12点
3-2 自走化に向けた取組姿勢	本事業を一過性の取組としてではなく、ノーコードツールを活用した業務改善を継続的に進めていく意向を有しているか。	12点
3-3 取組・学習時間の確保	自主的な学習時間を確保するための方法や考え方、時間は適切か。	16点
4 総合評価	上記各項目の評価を踏まえ、応募事業者が本事業の趣旨に適合し、受講事業者として適当であるかを総合的に評価する	16点
合 計		100点